

前ハリビア 46.11

(為正義)

臨時軍法会議附託決定書

バタビヤ臨時軍法会議軍檢察官

目下チビナン刑務所に拘禁中の

1. 池田省一  
当45歳 日本広島市出生（明治35.10.11）日本陸軍大佐
2. 三橋弘  
当39歳 大阪市 [REDACTED] 出生（明治41.4.11）軍属大佐相当官
3. 園田慶治  
当37歳 広島県福山市出生（明治43.1.14）陸軍少佐
4. 河村千代松  
当46歳 愛知県春日井市 [REDACTED] 出生（明治34.6.7）陸軍少佐
5. 村上類藏  
当58歳 福岡県築上郡 [REDACTED] 出生（明治22.9.28）陸軍少佐
6. 中島四郎  
当45歳 佐賀県杵島郡 [REDACTED] 出生（明治35.12.13）陸軍大尉
7. 石田英一  
当29歳 茨城県水戸出生（大正7.3.18）陸軍大尉（予備）
8. A  
当44歳 宮城県ニシネ出生（明治36.2.4）曹長
9. 古谷巖  
当40歳 東京都浅草出生（明治40.10.9）軍属
10. 下田真治  
当32歳 和歌山県東牟婁郡出生（大正4.10.29）軍属
11. 森本雪嶺  
当24歳 和歌山県有田郡八幡村出生（大正12.2.14）軍属
12. 萬木健次郎  
当38歳 山梨県北都留郡出生（明治42.1.25）軍属

以上の被告人等に関する本件の調書を閲読し、1946年（昭和21）官報第47号戰爭犯罪審判法第9条及び次条に照すときは、これら被告人は、前記調書に基き、戦時中1944年（昭和19）蘭領印度において、下の各項に記載する戰争犯罪行為につき、その責を負すべきことは明白である。即ち

第1被告 池田省一

昭和19年3月・4月の間、スマランのheiltan（兵站？）将校の職にあったが、

214

かねて日本軍当局によってスマラン所在のスマランオースト、カングハン、ハルマヘイラ並びにアムバラワ所在の第4及び第6の各収容所に抑留されていた一団約35名の婦人を連れ出し、スマランにある「将校俱楽部」「スマラン・俱楽部」「日の丸」及び「双葉荘」等の慰安所において、自己の統率下にある軍人及び軍属を相手に売淫すべきことを強制し、かつ強姦を行い戦争犯罪を犯した。

#### 第2被告 三橋 弘

昭和19年2月29日、少くとも昭和19年2月中の或る夜、スマランにある指定慰安所「将校俱楽部」において、J・A・オヘルネなる婦人に対し、腕力をふるって強制的に性交を営んだ。

#### 第3被告 関田 麻治

a. 昭和19年2月26日、少くとも昭和19年2月中、スマランのhei tan将校代理の職にあったが、かねて日本軍当局によってスマラン所在のスマランオースト、カングハン、ハルマヘイラ並びにアムバラワ所在の第4及び第6の各収容所に抑留されていた一団約35名の婦人を、スマランにある「将校俱楽部」「スマラン・俱楽部」「日の丸」及び「双葉荘」等の慰安所に逆行して売淫を行わせ、売淫を肯んぜざるものに対しては、強制してこれを行わせた。

b. 昭和19年2月29日、少くとも昭和19年2月中の或る白昼hei tan将校代理の職にあったが、スマランの慰安所として指定されていた「将校俱楽部」において、a項記載の婦人等をして売淫を行わせ、しかもしも彼女等が肉交を求めて同クラブを訪れる日本人に対し、各自自由意思をもってこれを拒絶した場合には、彼女等の家族に最も恐怖すべき手段をもって報復すると威嚇した。

c. 昭和19年2月29日、少くとも昭和19年2月中の或る夜、b項に掲げた場所において、L・フォンティンなる婦人に対し、腕力をふるって、強制的に性交を営んだ。

d. 昭和19年2月・3月・4月の間、hei tan将校代理の職にあったが、a項に掲げた婦人等を「将校俱楽部」「スマラン・俱楽部」「日の丸」及び「双葉荘」等の慰安所に宿泊させ、自己の統率下にある軍人及び軍属を相手に売淫を強制し、かつ強姦を行い戦争犯罪を犯した。

#### 第4被告 河村 千代松

昭和19年2月・3月・4月の間、少くともその頃、スマランの士官訓練学校指導官の副官としての職にあったが、かねて日本軍当局によってスマランのスマランオースト、カングハン、ハルマヘイラ並びにアムバラワの第4及び第6の各収容所に抑留されていた一団約35名の婦人をして、自己の統率下にある軍人及び軍属を相手に売淫を強制し、かつ強姦を行って戦争犯罪を犯した。

## 第5被告 村上 順藏

- a. 昭和19年2月・3月及び4月の間、軍医監督官の職にありながら、スマランのヘニーランにある「ホテル・スプレンディッド」（後に「ホテル・ファン・プラッセル」と改称）構内にある当時「将校俱楽部」と称していた慰安所に強制売淫を行わせる目的で宿泊せしめていた婦人等に対し不当な待遇を加え、必要な医療並びに薬品を施与せず、不健康な衛生状態の下に生活せしめた。
- b. 昭和19年2月・3月及び4月の間、スマラン士官訓練学校軍医部の監査軍医官であったが、かねて日本軍当局によってスマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハルマヘイラ並びにアムバラワの第4及び第6の各収容所に抑留されていた一団約35名の婦人をスマラン指定の慰安所「将校俱楽部」「日の丸」及び「青雲荘」に宿泊させ、自己の統率下にある医官を相手に強制的に売淫行為を行わせた。

## 第6被告 中島 四郎

- a. 昭和19年2月・3月及び4月の間、軍医監督官としてスマラン駐屯の日本将校又は将校相当の地位にある軍属の専用として指定されていた当時の呼称「将校俱楽部」という慰安所に、売淫を強制する目的をもって宿泊せしめてあった婦女子に対して、不当な待遇を加え、必要な医療並びに薬品を施与せず、彼女等をして不健康なる衛生状態の下に生活せざるを得ざらしめた。
- b. a項記載の時期と場所において、H・J・リーデルスなる婦人に對し、腕力をふるって強制的に性交を嘗んだ。

## 第7被告 石田 英一

昭和19年2月23日・24日・25日及び26日頃、少くとも昭和19年2月中、日本のみならず、日本軍に勤務する外国人で自己の統率下にある者どもを相手に売淫行為をなさせる目的をもって、スマラン所在のスマランオースト、カンダハン、ハルマヘイラ並びにアムバラワ所在の第4及び第6の各収容所に抑留中の婦女子を選抜し、その選抜したる婦女子を日本軍当局の命じた職務を遂行するという名目の下に、スマランのカナリーランに宿泊させ、慰安婦としての指導を行い、売淫を行わせ、その意思なき者には強制してこれを行わせた。

## 第8被告 A

昭和19年2月・3月及び4月の間、「スマラン・俱楽部」と称する慰安所において、スマラン婦人E・リュクゼンブルフに対し、10回ないしそれ以上にわたり腕力をふるって、強制的に性交を嘗んだ。

## 第9被告 古谷 嶽

- a. 昭和19年2月・3月及び4月の間、スマランのヘニーランにある「ホテル・スプレンディッド」、当時「スマラン・俱楽部」と称した慰安所の経営者であったが、日本軍当局によって同所に宿泊せしめられていた約7名の婦女子に対し売淫を強制

し、もし彼女等がその慰安所を訪れた日本人に性交を拒絶した場合には、しばしばそれらの婦女子を殴打した。

- b. 前項記載の時期及び場所において、ファン・ポーフストラーテンなる少女に対し、脅力をふるって、強制的に性交を営んだ。

第10被告 下出 真治

昭和19年2月、3月及び4月の間、スマランのチアン・バルウにある当時「青葉荘」と称していた慰安所の経営者であったが、かねて日本軍当局によって宿泊せしめられていた約7名の婦女子に対して、同慰安所を訪れる日本人と性交を肯んじない場合には、兵卒専用の劣等な慰安所に住み替えさせると脅迫し、売淫行為を強制した。

第11被告 森本 曹雄

- a. 昭和19年2月、3月及び4月の間、ペラカン・ケボンにある先の「支那ホテル」後に「ホテル・デュ・ハビロン」、当時は「日の丸」と称した慰安所の経営者であったが、約11名の婦女子に売淫を強制し、もし彼女等が同慰安所を訪れる日本人に対し性交を拒絶した場合には、報復手段として彼女等の家族を収容所に拘置すると威嚇した。
- b. a項記載の時期及び場所において、丁・V・ドリエルなる婦人に対し脅力をふるって、強制的に性交を営んだ。

第12被告 菊木 健次郎

昭和19年2月、3月及び4月の間、スマランの当時「スマラン・俱楽部」と称していた慰安所の経営者として、かねて日本軍当局によって宿泊せしめられていた8名の婦女子に対して、強制的に売淫を行わせ、もし彼女等が同慰安所を訪れる日本人に性交を拒絶した場合には、兵卒専用の劣等な慰安所に住み替えさせると威嚇した。

以上の如き強姦、売淫を強制するための運行、強制売淫並びに前記すべての婦女子に対し肉体的にも精神的にも多大の苦痛を惹き起すに至らしめた不当な待遇等はいずれも1948年（昭和23年）宣報第45号戦争犯罪処罰令第4条以下によって懲罰されるべきものであるから、ウォータルーオースト街にある高等法院構内に設置してあるバタビヤ臨時軍法会議に、本件審理のため前記被告人等（氏名省略）を附託する。

審判日 1948年（昭和23年）1月22日

バタビヤ 1947年（昭和22年）11月26日

軍 検 察 官 J・ディブホイス